

通信全覽初編

類輯二十四

八十一

察

三〇三冊	一	二〇六函	三三〇〇五號	和書門類
------	---	------	--------	------

八四函	一八架	三〇三冊	三三〇〇五號	內閣文庫
-----	-----	------	--------	------

(四中)

番號	和 33005
冊數	303 (84)
函號	184 271

共百十四



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



類輯卷之二十 外務事務に

六月晦 奉出

不列顛にシテシテラールト千八百五十九年



江戸に於て 英文 二十六日

日本に在るコトニシテラールト 謔に外國事務宰相

台下に報するありありサハプリン 長崎に行く前

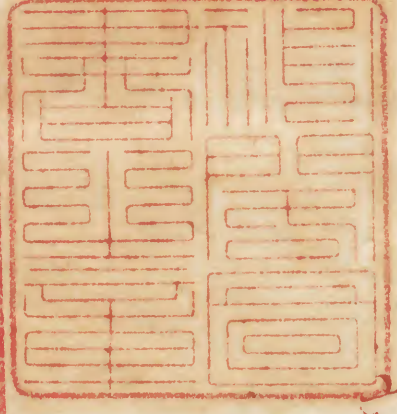
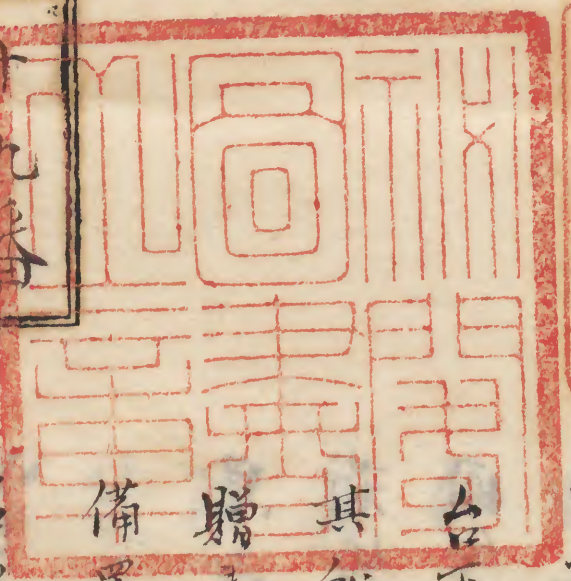
其船の指揮官なる甲必丹ハドレト人ト書し余

贈り其書に彼を神奈川に來る前ハ石炭既

備置けりと聞きども爰に四日滞留之間はその

石炭未だ到着せざる由を云ふの故に彼に偽報を

十九卷



以て敷うべき且つ必用の石炭少許を備へて
し止む事を得ず出帆したるを告ぐ○
思ふ所「サムツレ」に相館に行き大抵十日以内
箱館の「コレ」を伴ひ神奈川に帰着にべし
因に右の指揮官の来と到着をせざる前
石炭を積むる「コレ」を神奈川へ備へ置ん
べしと甚々希ふ所あり○故に宰相より石炭
を此所へ必ず定日迄に備へ置くべき命を
下し給らんことを深く希ふ所あり

甲必丹余子報し曰く十四日以上の滞留中
毎度舟を賣る一牛を得んと欲するに能
はざるの事なり且日本の役人より品物
野、菜、卵、魚及び他の雑品を舟毎に余が
船に運ぶるを許さば故に船主等自ら
新鮮の食料を入用夫各人の好む
随に少許宛買ふる能はば○右の事は
各處に於て許す所あり是を難事を容易に
買ふるを政府に禁ずべしと決何とせら

舟更自由に陸しし隨意に須要の物を
買ひ具し酒を求るる事あるに遂に安靜
を破り悪意を起さん事を指揮官等
豫め御意を得るの良法とすればなり○故に
余頗る宰相相令を下しし軍艦港内小
在り潤夫毎日は是より小舟を送り舟更等を
しん更健康を保持する為不須要とす
食料及び日本の産物若くは製造の
諸雜品を隨意に買ひ得せしめんるを

永後より大平の和親あるを以て悉く小教
艦の外國軍艦に買ひ取らるるべく或は
あるも久し滞りあるとたふさぐし且其和
親を保持する事愈々安全を保てるを以て
やきつる愈少きをうし○故に臨時に軍艦
車より新鮮なる食料缺乏せざるが爲に
環細の故障を豫め注意せざるを乞ひし
日本政府より配慮せん事と多るに非ず
○定数の牛及び適量の石炭を貯るべき

子何之し但此両品は相當の價を懸し
くさるる所を贈らるるの松を前以て後け
垂きんる切要なりとて敬白

日本お掛けのコレニ元ゴウラール

リエテルホルドアールコック高業

通糸友ルエウスデン高沢

望

外國事務宰相台不

十月四日

額利太流三金権並コレニルコウル

エキエンレシ

ルーセルホルドアールコック

六月晦日之書翰を披えりて崎と云ふ事
船に神奈川に於て石炭海方多し候と
申哉此紙付地事なりと申尋ねて
之を續中越り旨刻者紙面字に就

途に持輝級と云ふ事あり趣より連ひき
按所物有る家知り致し是近右如尚
又海舟を致す所其申す目之趣
中遠至る所石炭を尚今止る事有る
又多し人々海路をく積りし趣
故時分は船おき候しと云ふ事有る
今人心持し右に積り牛賣海舟候
是より申す其地は神奈川宮内牧場
と申す人々別候事南中村而兼り趣

本所水辺に於て船中候事候事候地事候
中遠至る所在り候事其地は右に申す
事候事候事候事候事候地事候事候
貴山年難辨候中毎夫上陸する事
自然に在り候事然る事候事候事候
小船を以て候事其程と致し候事候
右に候事候事候事候事候事候事候
彼地事候事候事候事候事候事候

安政六年七月四日

左田傳馬守
間部少兵衛

下札

一 石炭を乞ふ申に候神志川在御旨
以奉候

一 此は返去先方と旨候に神志川
在御旨申下候に候申付候
互振り候は免去候旨

前書に候り候

神志川在御旨

英國軍艦六月十九日、神志川港に
出向り、申下候旨方士有之、上陸軍士
後、石炭を御旨候に候申付候
御旨、江戸、何と申中、御旨、申下候旨
御旨、御旨、申下候旨、石炭、御旨、
御旨、御旨、申下候旨、御旨、

仕入山若くは志國より取運るる物
夥少言ふ所あるを以て其の者なるに
合其の物を買込て市中に出る物
御店に御留り及ばず候 市中に下田表
候に有る物強き所あり候中
日所に出る物積入し程中候
之候出帆の事一々候に
候

未
七月

酒井隠岐守
利徳清盛

神奈川市新古中越あり候者
右石倉田より江戸に尋ねて
神奈川市に其職業の所は
候に候しと候しと候しと
高川の市新古中越あり候者
事と候しと候しと候しと
之新連るる一と候しと候しと
事と可遣ふの物あり候し



未
七月十二日

不利願コレニラト云々

九年八月九日江戸

早左為に不利願マ

氣コレニ云々

外務事務宰相台下

余長崎コレを結

告を得しが其報告を

うしあり○ら交易を

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

國及び日本の商人商賣の契約を以て法に
 たるは俄に新貨幣を以て法を以て棉幣を
 施行せんと欲するに慮り事記すを以て
 其契約の遂に成れせず物に因難あり
 由あり。○ドレを以て地の如く前以て報知
 せざれば其價三分の二を減却せしむたり又
 棉幣を唯法下の金庫に於てのみ存貯
 せしむるは賣買の節も其各自の半を減
 せしむる由く交易の全廢絶し自物に

衆人の希望する如く諸國の者其在國のことは
 結ぶ親善の條約を以て之を防ぎて救めせ
 りと訴え且其既受事たる換込を十分
 免らざれば免んことを請ふ也なり。○大不
 利なる利か及び為業のことは結ぶ草紙一
 紙しては放肆不正の法別を向て及偏し
 是之を鏡臺を告げせり。而して此果斷
 たる法利鏡を以て用ひらるる万を以て
 人の協同を以て結ぶ日本政府の關係也

台平金は外國の紙貨幣に比ぶる如く一歩銀
換え唯一時物りとせざるも海東幣は
るべしと云えりは故に余今貨幣お傷
為儀お知りさるべし物も余台平の長
崎銀を以て條約十箇條を背ける紙貨
幣及び棉幣を止免人となれ存を連る下
えんを初むるの事一は條約を以て
ひ一頃のお傷の如く秤量を以てどんえを
一歩銀を換ゆる定規を厳守する事とす

得さるる銀を信憑の證接し一は務めて
馬官を減却せざるを以て日本政府は所
出する換込の儀ひ言を務免てかくせんが
ゆゑよ一はの匯書をおまべし一は
其書中より一月分ハロウあり一は
約を之をふせし頃のお傷を以て
ふしと記し一は二及懼又疑惑なく其を
一歩銀の個を換ゆる事と日本に
て一はと記し一は三よ云えるどんえを代

物より彼様の日本長友の海軍財の金庫
を司る役人なく其價を減せしむる處
命を受けたりと記す

右の事件政府の申すに倣はざる時を
悪害をらるる下差し物にざる所の火害
紛擾を生じて其終末を限り難く大に
測るべしとす。○物にざるし不利無
イエステイト野の長濱コレ先結分三是利
加及し荷の余のコレ先結とおるにみせる辨

論を在りし報告せるを余が不利に全權
たるの職務あり且より由り余が般務に
を日本政府の關係をらるとみる伴に各人
其損失を蒙りて報告せるとなく名を連
隨之に貸付幣を蒙り條約の第17条に
全く違背せるを以て生じたりと知り

長濱の能く外人住居のめをよ過せる地を
擇ふと成難きことと亦余が尤も款をるを
○風後少校を其地に降めら西三百人

至四百戸に限りと云ふは、今を以て江戸より江戸
と云ふ物と云ふ其度をもよそと爲人の借所
必定の費用も充る難く又外人との交易
の用も充て難しと云ふ。○右の如く度をも
限定するに之を最理存するに何と云ふは
船在江港彼はの要り古く度何れと云ふ
（其を並置する由也）日本人外人双方の
みえり十分度り空地あるを以るあり又
日本人所持の地を外国人所望せざる事

免符を以て是を買ひ済む何と云ふは、外
國の爲人を現に借もせる人若しくは地主
指定の費用を供ふ者免れ有用なる金を
掛ふ用をありて日本人の利益と云ふはあり
○世所の事よ於て亦も又貨幣のお世所
よ於て亦も亦も仁恵を乞ふとありし物
唯庸直考するに條柄の所程をよく之に用
らるることを要するに但し條柄を以て
セイヌケイゼルイキ、マリーイエステイト大臣自ら

西諸島に在るとするは是れ西諸島に在る所の知
事所あり

余邦ありより得たる所の者も亦同様の款
詞より他あるも○外人の住所を其他の
ことと大なるに係る事、協定を指示しと在
尚しまた之を權しと○半分の限を停止する
之を通用せしめしとするより是よりなる害の
一端を除きたるのみならず日本に在る人及び
諸島に在る人、とんを以てそのおぼしき

通用せしむべき事を台内より保護し
給へた之を害する事、徴せらるるに障礙あり○
或る台内の保護十分に行はざれば或る台内
の保護十分ならず、ある商人物を
買ふに或る台内を以て、他の商人も
此を以て買ふざるを得ざる由く、
賣るる事と能く、故に台内を以て
賣る事とする事をゆるする者、人の免れ能
ぬあるのみならず、且若し其換金あり○

事の道理を如何なる事あるや、けし由く
利益を得る者も誰人あるや、けし関よふ
密なる者もなきや、けし外に定之よ
尚多者あるや、蓋し、けし其事を以て
其の良術を以て、けし其事を以て、けし
要事を以て、けし其事を以て、けし
余ら推察するに、余は、けし其關係
甚だ大なり。○是れ、けし其事を以て、けし
事を好むとする事、實に、けし其事を以て、けし

ドルを彼所の金庫より取り替ふるを要す
る内(政府を知らざりし)其従属の役人其價を
減少し或は出さずんばの通用を保障し拒む
法則を用ふる由り蓋し、けし其事件よ
むらゝ、數多の因事有り、余其事を関と
能く扱ふ之を拒絶せむ物也、余曰、けし
のトんを受る事、を好むざる、原由を以
て、けし其事を以て、けし其事を以て、けし
を得る最大なるを決定し、けし其事を以て、けし

是よりわく何人か換税を受る者なきやと
仔細之を台子に報告し候べし。○は換
税を一人の及く甚大なり。且曰くは増加
連子貿易換税の及子争端を生らるる事
を云下し且程字より一言を所記を下し其
換税を只一人の換税あるのみならず諸外
國人民の換税する條約なきは諸常及び人
民の争ひを止むる信義を原つては換税
を無く恢復するに方策を用ふる事日本に

ある重切の事なり。日本政府の職務ありと
台子に知らせんを候るべし。と余之しを

信を署

余より敬重の條を呈し候云

日本に在る全權兼コレシテなむらん

リュテルおんドアルクックと云ふ事

日本に在るコレシテ

エウステレ

吉沢

外國事務官お等し台子に呈し

未
七月廿八日迄

大瀬利太左全權兼三三三三三三

正年七三三三

ル一せんおんトアールユクク

七月十日附之書稿並右之流等別我一通とも同日

十二日左書稿手書之誠実の出て他多きこと

りせり

長崎之貿易の付不都合の事並り一す

連子彼地と達する所並せんとは抑貨幣こと

既の先書よ述るる如く條約も同種目金を
用めんことを揚書するを乞ふて改貨幣を
の事をも云ふ故に後年改貨幣せんとする時
ありて障りある事を知りて條約を
判し後更しく條約も及らざるに天下の
條約も多ければ價賤くありし時と價貴きと
自然の理として金貨とをも其理亦同
鐵貨の時と少を併せく大に改貨幣の時
大を多しと少とあるは我々の法利あり

先の告述せる我新貨幣果して其理も述
り事何や公平の條約を結ぶべし然りと
雖も後條確定の時を待つ時を各々の
船積りのある事ありし時と貿易も障
りある事其理あるは下先年と後年との
所をよ及り我々の上らるるを用ゐるは
素より先示と同一事と國內の貨幣を用
ふも為政府の極力を盡して通用を改めや
外邦の貨幣見慣なきは弊ひありて滞り不

とゞ一別告後、既、よりて猶其命をりきり
又長崎に在る外、此の地及び紙鈔の
事、之邊隅の少土貨幣の運轉、亦便多
きを、紙鈔を以て、よりて又、陸路の地方
十分の地を、握み、たりて、既、よりて、
難、よりて、より、外、邦の人、困難、たり、より、我
惡、心、祈、り、より、彼、地、の、事、り、の、違、より、
違、より、祈、り、より、若、年、一、紙、令、も、り、より、
民、の、困、難、を、中、より、より、再、び、照、念、を、り、
及、之、と、

神、事、り、の、地、事、を、奉、り、より、
難、の、違、より、双方、妨、碍、あり、地、の、味、を、人、と、先
頃、存、より、一、より、一、か、中、減、さ、り、より、ある、より、
彼、地、の、事、り、より、一、より、一、より、
中、より、一、より、一、より、
等、閑、より、より、より、
後、乃、も、より、より、より、
安、政、より、より、より、
安、政、より、より、より、

乃、部、下、後、有
服、板、中、務、大、備





[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side.]

未

七月廿二日

リユテルホルドアルコック日本に在る不列顛全權
兼コレシユルゼキウ

外國事務官おる下は皇任

不列顛のコレシユルゼキウに在る千八百

五年八月十七日

余神奈川に在る不列顛のコレシユルゼキウの
再なる歎書を請ふたり此書中より其地は在る
奉り届く代るる認む望の如く後候をわし承る

三十番

夫ひは妨をぬきと云り
 一 後儀始る時或ち其始りたる事件をおか
 知らざる所奉り到着す故後ヲ始る
 始りたるを過す所の如く是れを
 諒事の之扱ひ進天難く万事持ら
 すと思ふより他事あるべしコレ云んを
 流へす且務めを怠りすと能くあり
 持るべきを或る時或人石を山頂に持上
 して再あひ之をそ務農よ得下ると

目一目的ありと思ふ如く同航あり
 今下一衣之を考を神事よりなる外玉のコレ
 之を諒事と取りはる故人を永く初め
 如く流へす交代變革し流るることを明
 知是しといふことば事起りて一團空
 為し送りたる社ありは片附くとの
 うすといふ説を目一けれをあり是處を
 一事の始終因果の關係するを通帯
 の事ありと思ふ○神事より後居する

定りたる外はコレ迄の爲に諸級位の終ひを
成りまゝにして先人と欲するは日本政府の
企及りしは是自然成るべしとざるが如し
コレ先と異ふ事をもゆるべき奉納の後
しす交代するを急をありとに(台下の
ラッヒールを神事ありと云ふ)諸事
関係せしめては所極ある大功ある歎息を
有り除く法別を急くするべしとざるは
余がお違ふしとする事あり

是近邦多あり在る外は乃故人の望み通り
去る所を得せし先さるるは此級人の後(さる
要輩の因ると思ふ)此所を定先ざる
ことを特に大忌事ありて外國ある大
害をぬすものあり

日本に在る不列島の金権兼コレ迄
セムラールリユテルホルトアールユウクを
外務事務官お尋ねる台下の呈に
江戸に在る不列島と云ふことにて

ルニウラスデー

譯

[Faint, mostly illegible handwritten text in Latin or a similar script, possibly a translation of the adjacent page.]

未
七月廿九日

船利大進全權
ルニウラスデー

八月十日
見公事
後の誤判
之事
下

たゞ船に神多しを引くは江戸に在る外に
事務奉行より兼る可くして其責任より國境
の場々の規則を首より懸る外に人の關係を
職掌の所から江戸に在ることを事より引く凡四款
を定めて代るとして江戸に在る所を引く所代と
ここに江戸に在る所を引く所代と欲する企
ありとて江戸に在る所を引く所代と欲する企
多し左勤するを並通之法とてこれと今國境
の始属官正し不列在事の多しとて此等

後利を以て江戸に在る所を引く所代と欲する企
中々外國人の扱ひ一般にせんと欲するあり
右其責の多し代く勤するに一巡代といふ又最
多ありありぬ斯等とて其國人の民の多し
心を以て多ありと今よりある所を引く所代とい
事實分明ある事とて其を詳し

安政三年七月廿九日
岡部下總督
根坂中務を補



[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side.]

未
七月廿九日

日本生商のり列敷全格番コレんぜあろん店

リュテルホルトアールコック人

千八百五十年八月二十七日 我七月 江戸市列

コレコレエラートセマール

外国事務字本お台トとる

予神委門とあるトエンゲレシテ(視事執る)コレんぜあろん店

佐高人執事書を降りりて書をコレんぜあろん店の門を降りり

あふとる換券のたひり用とちりりる品物を

三拾四番

程としていコンデレデ「コンシユ」今下條の約束を
知りせり乃チ近江石列敷の一商人二万五千
兩の金貨を買ひ一分銀を以て其種ひを以て
ゆけきも金貨を以ては重高を以て割る
を拒みしゆは買物視を以て是を以て其商人
は買物より利益を得るの機会を失ひし事
余亦市に我國商人の一方よりはの如き請求の確
然と増加する由を豫先告報せしむ余が務
たる事を以て覚し今既後事幾箇の

たり余因付神奈川よりその其金高幾何なりや
を確程と算定する事能はんとを以て十カ
を以て其金を平均し得べしとて其
を記し○其金を毎日の毎に收信増加せる
余は「レ」マー「イ」エス「ト」ヲ「英吉利」の政府の
名を以て下條の事を公程として下より再び告報
せしむ他術ある事あり乃チ余は近既
受中及び後年猶増加せるを換金換官の
為に日本政府より知して儀候あり是條の

第十の条より於て此の事なるは固き事あり
余は此の條より諸説を以て日本政府條約の
所轄の一法に在り且法律の計に在り
をあるべきと思ふに物事どもはめきと物事
諸願を爲せし後余は余は於ては損失の計
する償を不利歟は氏を辨せし日本政府
の正なる事を得ざるは必ずしも必用ある諸事
を施すより他術ある事あり余の在りて
寧ろの徳を念ふ事せよ

日本を爲るに不利歟マリーエステイトの全
権兼これとせざるべし

リユテンホルトアールルク
江戸の長を以て不利歟マリーエステイトの
ユンヤレンデヒーセコシを
ルエウスデン
ら符

[Faint, illegible handwriting on the right page]

未
八月六日迄

頼利方に全権兼こしをせしむ
エキセルレニ

ルセルフールトアールコック

貴國八月廿五所の書翰係手紙中、浅既講其
意を解せりト云ん、別都の事、を諸有司よ
何りてし力をそとらふ、おとと能も、少何よ
せん事、縁め慮る所と述ひ、各玉のく、座
し、情ふ、一付、淡じて、許多の、方敷、も、及び

たどバ貴国の情ふまをせしむれば
と各玉情ふまをせしむれば
外國の貨幣を交易するを拒むとの事
より自國他玉の空貨の別なく兼以て
とく滞るる事をも解す一はを拒む
為人とも外玉の貨幣を用ひ慣らざるを
一は事をもつてん然る事と申渡さる
又切る事バ今又ある有目よ余一と曉得を
一はんとしとる事よ又一事の告ぐべきあり

風
況る事とて我玉の為人より外玉の人の文
易の爲る事とらんをばと欲せし事
あり一は外國の人の名をてする事ふ
かりき貴玉の為人よばとて事あり
拒む我玉の事あり一は事のらん外國の
海を事の滞るる事とて利懸保右の爲
たりし事とて素より端をばとて事
滞る事とてはははは我國に於て其を
矢も又と察せし事とて所あり

我國の少ふるを平しく各國の亦の亦今
將ある事をも開くとも素よりその事慣
らざるに其ともあり難き事も多しある
べし然れ外國の人の多く諸列の通航
して事情より通一たせば亦その事必だ
しも深く知むる事あるべし然れ是も事
開きしより其の如く浪貨の位より物も同き
を以て利益我國の賦利を失ふも又許多あり
とてども時の利不利あるもの常あるに在り

論せられたる後永く通商の法遂に
とて西國偏廢する事あるを其の
又交易の者もあつたるを其の
らんを謀らざるべし以上は
披ぬく諸利あるを請ふべし
安政三年八月言
関部下録
招致中務補



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

未
七月廿九日

日本支那の間に不列顛アイエスアイト等の全
権益をこれに譲りて結リユテホルドアンニク

外國事務官おとよきん

千八百九十九年八月廿七日 七月 江名列

其コレをラートゼン

余今口既に貸幣乃お揚及び條約第十條
小後を消けるより能うたる列強に換りて
邦政府より送る指通する若者を上りたり

二二十五番

余今も下下の不運情ありざるを報るべき
 即ち條約の嚴格ある個條子連綿と受けざるを
 明白あるの如くも為且公事との関係も極く
 平しアールエステイト語のことはあつて暴怒の
 言を顯しとせら彼人の粗暴なれをあるを
 阿り又一商人の引替ゆるを要するは
 たらんが物く山下田中とらる主人の毎月
 二十三日の大多るなれを交しとをこれと
 書し送り〇又コレをなかりしあつて

祇実の悲訴をあるせり是より由くことを
 之をなかりし他の為後を被りし
 予公事とありてなくなかり及び属吏式人の大
 不利無政府の名代とるコレをよ 輝出ると
 事を全く注目せし且是より由く其他の條
 高後を引ひ難くなせらと下下の指図は
 なくあるとせしとありし
 此故に下下連下をなすし 彼等も亦級
 せしは且此の如くして 早速彼を彼等も代り

幣之人の誠とあるを余は極く疑ひる事所
あり

余は馬下の一言なり行ひて一日本紋令
或る石をあるを決して許さざる事あり
然れども余は馬下の一言及び紋人より
及び黒石をあると其符より事あるを
余は亦肯せざるべし。○余得へらく此悲
訴の情長せる原由を必を馬下の言を
要あり。○此原由余は極くを深く悲慕

一、大に痛心する淵源あり。又は後のため
よ甚しく憂慮する事あり。○第七月
以来此事連続し續き。一、此れ補正
せざればをあるを厳しき方法を用ひ
徳なく抄棄せざる。一、此れ此れをある
及び此れをあると初祝賀易のみ關係破る
べきの時節連よあるをあるを其れ
あり。○全権領事の徳供止みあり及び
黒石を受くる事あり。一、此れ此れの中

街より出るものとあるが ○ 横濱街よりと魯
西之人被害をいれ 徳港の貿易は今も衰微
し且つ然と條約を省けるより由り外國の
商人を衰弊せしむ 此事を以て身は増加し
終り止む期あり

此條事より如何なる事をも生じらざるや否
下より言るを頼むべし ○ 此事は自ら日本
よきなる他外國の存心も亦有るべし
余の疑ふ所ありて且高き所あり

諸國の全權者訴の原由 梓割を以て
連綿と皆自ら憂慮増加して西方
諸國の人民皆之より之を恨むるは
甘くは様にしてさし得るや否やを
思ふに本邦政府もたゞ憂慮ある事と
自たこのことを思ふべきは
思ふべきを爲せるべし

イト等の全權者並にこれをも
イト等の全權者並にこれをも

リユニんホーランドアールニョック

外閣事務官お尋ねの事

江戸の所管の所別願マリーイエスエイト
の五レゲレデコレエん

ルユウステル

[Faint, mostly illegible handwritten text in the right column]

八月廿日

利方証文全權兼コレエん

早キレ

リユテルホルトアルユウク

貴國八月廿七の附し書籍我七月廿九の所
按見の非ありしをこのレをその告知を得る
あうてそのをの情やうなる事 並條約の
条子背ける所の事を述べりて事を
ある所をあらすと名もトルらん

お存く山下田中と云ふもの不承をありま
こころと事行との旨の事あるしもの由は他
件より成さるゝ故も其意をうせり平亮
初紙を保たるの意よりぬく丁寧告^速せ
る事あるを知る物なりと云ふ事言
詞の通せざるよしと云ふ或は難^速く
ことわらぬとは是れ我が事なる事あり故
の連よ亦を承りて下りてこと事しを
詳しと事しく報る事なすべしとを

先此書をなせりお呉^速言

安政三年八月一日

岡神下信吉

昭和年中務を補





Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

未
八月廿八日

大総利を依る人全権あること云々
云々

ルーセンフールトールコック

我八月廿四日附く書翰より
山田中と云々の
由其書に云々
云々

四十七番

江戸上書送し多岐を今更別後可申上祀
の事年々しより申すに後彼地事好より申
ふより定めて甘許に申す先より在り既申
不解決の事申す存に後申すも申す
安政三年八月廿日 同部下迄
振板中務左補

大納言 藤原 宗 正
大納言 藤原 宗 正

付書

八月十日 付書

第百四十五号

千八百四十九年九月十二日 神奈川 様

石列 頼 三 元 銀

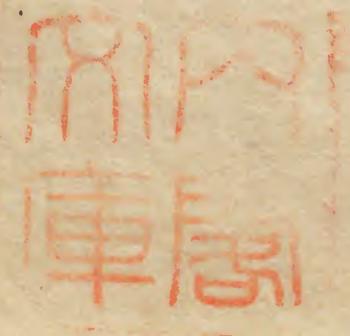
神奈川へある石列頼三こと元銀は余
忠を頼侮せし士安二人一ツ下田中一内得ふ
親く今も在りし余の教諭より其の事
承望能はるし決し余より其告訴を取用するが

抄。余は己む海を此年を以て戸を盡き送る
 不測を以て其の事以て後を去りて後を去
 事ありて吾々計ひ以て決し〜余を輕
 侮せざるを視る也〜
 事及び極致部正事計りぬ〜
 其職を替むる旨を以て今以て付を爲すの事
 件を生じざる余決し〜之を以て戸を盡す
 の理ありて其の事以て決し〜
 件を以て〜計りぬ〜

市宗川、あるもの類、頼、コレ、是

フ、ホ、ワ、ル、ド、ロ、イ、ス

フ、レ、ウ、キ、マ、ン 譯



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher, but appears to be organized into several columns. A red seal or stamp is visible near the bottom right of the page.

